

平成14年 労働者災害補償保険法
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 10〕 継続事業(一括有期事業を含む。)に係る労災保険率のいわゆるメリット制に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A メリット制の適用を受けることができる事業は、連続する3保険年度中の各保険年度において次のいずれかに該当する事業である。

① 100人以上の労働者を使用する事業

② 20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、所定の要件を満たすもの

③ 建設の事業及び立木の伐採の事業であって、当該保険年度の確定保険料の額が100万円以上であるもの

B メリット制は、その適用を受けることができる事業であって、連続する3保険年度中の最後の保険年度の末日において保険関係成立後3年以上経過したものについて、その連続する3保険年度の間におけるいわゆるメリット収支率を基礎として運用される。

C メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特別支給金の額は含まれない。

D メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であって厚生労働省令で定めるものにかかった者に係る保険給付の額は含まれない。

E メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特別加入している海外派遣者に係る保険給付の額は含まれない。